

港長公示第 29-105 号

港則法第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 29 年 7 月 6 日

京 浜 港 長



京浜港東京区第 3 区中防北水路周辺海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 3 区中防北水路周辺海域において、臨港道路南北線沈埋函工事が実施されるため、下記により当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶以外の船舶の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

(1) A区域

平成 29 年 8 月 17 日から平成 30 年 1 月 9 日までの間

(2) B区域

平成 29 年 10 月 2 日から平成 30 年 1 月 9 日までの間

※ただし、標識により、航泊禁止区域が明示されている期間に限る。

2 区域 (別図参照)

(1) A区域

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

イ地点 北緯 35 度 36 分 55.5 秒 東経 139 度 47 分 44.6 秒

ロ地点 北緯 35 度 36 分 44.5 秒 東経 139 度 47 分 49.2 秒

ハ地点 北緯 35 度 36 分 37.1 秒 東経 139 度 47 分 53.4 秒

ニ地点 北緯 35 度 36 分 34.2 秒 東経 139 度 47 分 47.8 秒

ホ地点 北緯 35 度 36 分 45.3 秒 東経 139 度 47 分 39.3 秒

ヘ地点 北緯 35 度 36 分 50.9 秒 東経 139 度 47 分 39.2 秒

(2) B区域

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
ト地点 北緯 35 度 36 分 27.5 秒 東経 139 度 48 分 01.3 秒
チ地点 北緯 35 度 36 分 32.4 秒 東経 139 度 47 分 57.3 秒
リ地点 北緯 35 度 36 分 28.7 秒 東経 139 度 47 分 50.5 秒
ヌ地点 北緯 35 度 36 分 26.7 秒 東経 139 度 47 分 52.1 秒
ル地点 北緯 35 度 36 分 24.9 秒 東経 139 度 47 分 55.4 秒

3 標識

(1) A区域

前記 2 (1) の区域を明示するため、緑色灯付緑色塗灯標 2 基 (4 秒 1 閃光、同期点滅)、黄色灯付黄色塗灯標 2 基 (4 秒 1 閃光、同期点滅)、黄色灯付黄色塗灯浮標 2 基 (4 秒 1 閃光、同期点滅) 及び黄色灯付黄色塗標識灯 2 基 (4 秒 1 閃光、同期点滅) が設置される。

(2) B区域

前記 2 (2) の区域を明示するため、赤色灯付赤色塗灯標 2 基 (3 秒 1 閃光、同期点滅)、黄色灯付黄色塗灯浮標 1 基 (3 秒 1 閃光、同期点滅) 及び黄色灯付黄色塗標識灯 2 基 (3 秒 1 閃光、同期点滅) が設置される。

4 その他

航泊禁止期間中は、工事中及び作業船停泊中、前記 2 の区域毎に警戒船が 2 隻 (夜間は 1 隻) 配備される。

別図

N

